

制度情報－2025年12月の法令から－
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国対外貿易法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和国主席令第67号

(公布日) 2025年12月27日

(施行日) 2026年3月1日

1. 主なポイント

- (1) 政府は国際通用規則に沿った貿易政策コンプライアンスメカニズムを構築するため、県級以上の政府に、対外貿易政策発表前にコンプライアンス評価の実施を要求。当該メカニズムを利用した政策性貿易摩擦や補助金相殺調査の回避が可能となる。(第7条)
- (2) 国家安全及び国際関係上の緊急事態を、物品・技術・サービス各分野に及ぶ通常の貿易自由原則の例外を認める法的根拠とした。(第19, 29, 30条)
- (3) 「クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト」の法制度を確立。デジタル・遠隔サービスの法基盤を提供した。(第27, 31条)
- (4) 規制対象を国外企業・個人に拡大。貿易禁止・市場参入制限等の措置を追加。被規制対象への資金・技術・サービス等の便宜提供禁止を規定。(第40条)
- (5) デジタル・グリーン貿易を法律化。サレンダーD B/L等の法的効力を定め、その国際相互承認を推進。企業管理にカーボンプライシングの導入が必要となった。(第60, 61条)
- (6) 対外貿易管理を「輸出管理リスト」に基づく形式審査から、企業のエンドユーザーや最終用途等の実質的なリスク評価へと移行させ、企業コンプライアンス要件を強化。(第80条等)

2. 今後の留意点

本改正は対外貿易に関わる監督管理、国家安全、世界的地政学情勢の変化に対する政府の関心を反映している。特に輸出管理措置の改正要件を把握した上でのコンプライアンス管理改善により、クロスボーダー経営リスクを有効に回避できる。

(全文計83条)

中華人民共和國危險化學品安全法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和國主席令第 64 号

(公布日) 2025 年 12 月 27 日

(施行日) 2026 年 5 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 危険化学品の定義を明確化。身体的健康を保護範囲に追加し、政府の監督管理は事故に起因する即時死傷だけでなく、危険化学品の長期的影響、慢性中毒、土壌汚染等、潜在的被害に及ぶ。(第 1 条)
- (2) 企業主体责任を「原則要求」から「強制的制度要求」へ引上げ、企業にリスクの段階的管理、ハザード調査・改善、全ライフサイクル情報化管理等の制度確立を要求。自主管理体制の未確立を違法とした。(第 5, 13 条等)
- (3) 政府による監督管理に加え、通報奨励制度により組織や個人が企業の違法行為や重大事故の潜在的危険を通報することが可能。通報者の功績には奨励もある。(第 10 条)
- (4) 法執行の重複回避のため、複数部門の協力・共同法執行を要求。情報共有、違法行為の移管を義務化。(第 9 条)
- (5) 『安全生産法』と結びつけ、処罰範囲を企業だけでなく個人にも拡大。(第 99, 101-104 条等)

2. 今後の留意点

危険化学品の安全規制は行政法規から法律化され、企業コンプライアンス要求が高まり、企業は政府の監督管理、公衆からの監督、業界自律規制等複数の制約と共に、違反行為通報による責任追及を受ける。企業イメージや提携に影響が及ぶ可能性があるため、改正要件に基づくプロセス全体の安全管理体系構築と実施が重要となる。

(全文計 127 条)

中華人民共和國民間航空法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和國主席令第 65 号

(公布日) 2025 年 12 月 27 日

(施行日) 2026 年 7 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) ドローンの監督管理を強化。原則上、設計、生産、輸入、メンテナンス、飛行は適航許可の取得が必要(法定免除以外)。1 台毎に識別コードを付与し、トレーサ

ビリティシステムを構築。(第 34 条)

(2) 空域を低空経済(ドローン物流、eVTOL、ドローン観光、緊急救援等を含む)で区分したスペース確保を提案。低空経済を将来のトレンドと位置づけ、関連起業家、テクノロジー企業が有効に利用すべきとした。(第 74 条)

(3) 旅客の権益保護章を設け、オーバリーブッキング、フライト遅延・取消の処置プロセス、サービス基準、情報開示と苦情期限等の規定を明確化。航空会社は輸送条件等の条項を国務院民間航空主管部門に届け出る。(第 152-156 条)

(4) 対抗措置条項を追加。他国が中国の民間航空機の輸送や製造等に差別的措置を講じた場合、中国は相応の対抗措置を取ることができる。外国民間航空機が中国領空に進入する場合、第三者賠償責任保険への加入または財務担保が必要となる。

(第 194, 261 条)

2. 今後の留意点

本法新改正は安全監督強化と共に、外資企業に新たな機会を提供している。ドローン、航空機製造、整備、国際航空輸送、サービス等の関連企業には、新法要件を遅滞なく把握した上で耐空性・サービス基準に従うこと、またコンプライアンスを 2026 年 7 月 1 日までに整備することが求められる。(全文計 262 条)

中華人民共和国増値税法实施条例

(発令元) 国務院

(法令番号) 中華人民共和国国務院令第 826 号

(公布日) 2025 年 12 月 30 日

(施行日) 2026 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

(1) 課税範囲を統合し、サービス項目に労務を組み入れて課税する。「加工修理修繕労務」の税目廃止とサービス類への統合は企業の労務関連納税にも大きく影響する。(第 2 条)

(2) 小規模納税者と一般納税者の認定規則を細分化。自然人を小規模納税者として認める。(第 7 条)

(3) オフショアサービスアウトソーシング、航空運輸サービス、完全国外消費の研究開発や設計サービス等の項目をゼロ税率とする課税取引を追加。クロスボーダー取引課税規則を細分化。(第 9 条)

(4) 「購入した貸付サービスの利息支出、貸付サービスに直接関連する投資・融資顧問料及び手数料等のサービス料」等の仕入税額控除不可条項を新設すると共に、政策評価メカニズムも設定。将来的に状況に応じ貸付利息等の仕入税額控除可否を調整する可能性がある。(第 21 条)

- (5) 代理販売、県市を跨ぐ移送等 8 種類の「みなし販売」を、「集団福利・個人消費」「物品無償譲渡」「無形資産・不動産・金融商品無償譲渡」の 3 種類に縮小。企業の「みなし販売」納税認定リスクを抑制。（第 22 条）
- (6) 混合用途の長期資産（固定資産、不動産、無形資産）の控除ルールを調整。長期資産が 500 万円を超えるか否かを異なる控除ルール適用基準とした。（第 25 条）

2. 今後の留意点

本改正は過去の増値税規則の全面的改定ではなく、現行制度の整備と最適化、企業負担の軽減、徴収管理の効率アップを目的としている。新条例に照らした税務処理プロセスの見直しや適時調整により、コンプライアンス確保と同時に政策メリットを最大限に享受することができる。（全文計 54 条）

企業抹消ガイドライン（2025 年改正）

（発令元）市場監督管理総局・公安部・人力資源社会保障部

・ 中国人民銀行・税関総署・税務総局

（法令番号）市場監督管理総局 2025 年第 52 号

（公布日）2025 年 12 月 30 日

1. 主なポイント

- (1) 企業の清算プロセス（解散決議、清算分配、抹消登記）を規定。（第 3 部）
- (2) 3 種類の抹消（普通抹消、簡易抹消、ワンストップ連動抹消）の適用対象、適用範囲、手続きフローを詳細に列挙。抹消情報は税務・工商・税関・社保・銀行等へ自動的に移行され、複数機関への重複訪問・提出を回避。（第 4 部）
- (3) 実務上の数十種類の登記抹消困難事例（株主の連絡不能や非協力、営業許可証・社印紛失、法定代表者の非協力・失踪・死亡、税務異常等）に関する抹消手順を提供。（第 5 部）
- (4) 法的責任条項を大幅に拡充。虚偽資料提出による解散は、代理人の違法所得没収、最高 10 万元の罰金を科す。法人格濫用による債務逃れは、株主が連帯責任を負う。（第 6 部）

2. 今後の留意点

2025 年版新『会社法』に沿った改正で、例えば企業の清算義務を強化し、期限内に清算組を設けず債権者に損失を与えた場合、清算義務者（株主/董事）が賠償責任を負う。強制抹消制度を追加（登記証取消後満 3 年抹消していない場合、登記機関による法的強制抹消が可能）。企業が中国市場から合法的に撤退する上で留意すべきコンプライアンスプロセスとリスクを提示している。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

L氏は1965年3月20日生まれで、北京のA社に勤務している。2025年3月8日、A社はL氏と退職時期について協議せず、またL氏が早期退職を自主選択していないにもかかわらず、「2025年3月20日に60歳となるため、法定退職年齢に達する」ことを理由に、2025年3月20日に労働契約を終了する旨を通知した。L氏は定年延長政策による法定退職年齢引上げを主張し異議を申立てたが、A社は2025年3月20日にL氏のアクセス権や社食使用権を取消した。L氏はこの行為を違法とし、仲裁委員会に対し、A社による違法な労働契約終了の賠償金請求を申立てた。

2. 紛争の焦点

定年延長政策実施後に旧基準の法定定年に達したものの、現行の法定定年には達していない従業員の労働契約終了は合法か。

3. 弁護士分析

- (1) 『国務院による法定退職年齢の段階的引上げに関する弁法』と関連規定に基づき、中国では2025年1月1日から法定退職年齢の段階的引上げを実施している。L氏は1965年3月20日生まれなので、現行の法定退職年齢は2025年3月20日ではなく2025年4月20日となるが、A社は旧定年基準で労働契約を終了しており、現行法・政策に反する。
- (2) 定年延長に伴う弾力的退職メカニズムでは、従業員が法定退職年齢に達した場合、企業と従業員が協議により退職時期を確定すべきで、強制的・半強制的に早期退職させてはならない。L氏は早期退職を自主選択せず、退職時期に関する双方の協議による合意もないため、A社の一方的な終了通知は、新政策に基づきL氏が享受すべき退職時期確定権利を奪う違法行為であり、賠償金の支払いが求められる。

4. 事件の裁判結果

仲裁委員会はL氏の仲裁請求を支持した。

5. 今後の留意点

従業員の定年延長は、現地企業の人事管理、労働契約の履行と終了、社会保険納付、定年時期確定、退職手続き、労働紛争、役員・若手育成計画等の各面に直接影響する。従業員の高齢化は労災、病休、医療保険等における課題が増す可能性があるため、経験ある現地弁護士との事前コミュニケーションにより、従業員と企業双方の合法的權益を保護する合法で合理的な対策を検討する必要がある。

理解の食い違いや不適切対応による労働紛争を回避するため、各企業は画一的に処理せず、退職予測メカニズムの整備を積極的に推進すべきである。退職年齢に近づく

従業員の状態を事前に整理し、個別ケースに応じて従業員と協議し、「弾力的早期退職通知書」「弾力的定年延長合意書」等を作成し、退職プロセスの法的コンプライアンスを保障しなければならない。